

# 壁紙の安全性と品質規格について

「フレッシュ プレミアム」に掲載の壁紙は、建築基準法のシックハウス対策規制を受けない「F☆☆☆☆」であり、SV規格適合品、JIS A 6921 規格適合品です。安心してお使いいただけます。

## 改正建築基準法に基づくシックハウス対策と自主管理制度

### 建築基準法の改正について

2003年7月1日建築基準法が一部改正されシックハウス対策の規定が加わりました。これはシックハウスの原因とされる化学物質類の室内濃度低減のため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院など全ての建築物の居室となります。

「居室を有する建築物は、その居室において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料および換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」(建築基準法第28条の2 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

※「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室としてみなされます。

### シックハウス対策の技術的基準について

「技術的基準の政令 第393号」が告示され、2003年7月1日施行となりました。

#### 1. 規制対象物質

クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

#### 2. クロルピリホスに関する建築材料の規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

#### 3. ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制

①内装仕上げの制限 ②換気設備設置の義務付け ③天井裏などの制限

### ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく壁紙の種別区分について

告示で定める壁紙は、そのホルムアルデヒド発散速度に応じて次の4つの種別に区分されますが図表の通り「JIS規格」が「大臣認定」に基づき「規制対象外」となっております。

告示で定める建築材料の性能区分	規制対象外 ※第1～第3種より上位の性能を備えた建築材料	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド発散速度 (チャンパー法数値)	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下 少ない ←	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 超～ 20 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	20 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 超～ 120 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	120 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 超 → 多い
ホルムアルデヒド対策マーク (等級区分)	F☆☆☆☆	F☆☆☆☆	F☆☆☆	[対策マーク表示不可]
壁紙の種類	JIS認証 大臣認定品	—	—	—
内装仕上げの制限	使用制限無し	使用面積が制限される	使用禁止	

### JIS規格の改正について

シックハウス対策にかかわる建築基準法の改正に伴うホルムアルデヒド規制値を「床面積に対して無制限に壁紙が使用できるJISの規制値」にすることを目的として「JIS A 6921 (壁紙)」が改正されました。

#### ● JIS A 6921 改正内容

##### 1. ホルムアルデヒド放散量の規定値を変更

これまでのデシケーター法規定値「0.5mg/L以下」を「0.2mg/L以下」へと厳しくした。

##### 2. 有効巾の表記を変更

多様な有効巾の商品が生産販売されることから、これまで限定していた有効巾を「原則として520mm・920mm・460mmとする」とした。変更部分は「原則として」を追加したものだ。

##### 3. ホルムアルデヒドの放散量試験の定量方法を変更

複数あった試験方法を「光電分光光度計」のみとした。

##### 4. 表示についての項目を追加した

ホルムアルデヒド放散量の等級区分「F☆☆☆☆」マークを表示する。

### 一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では改正建築基準法に対応させるため、対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。なお製品情報ラベルはホルムアルデヒド発散等級の確認および、日本壁装協会・壁紙品質情報管理システムに登録を行った商品のみ表示することができ、性能情報を使用者に対して、適切に伝達することを目的とし「壁紙製品の包装上に貼り付け」されるものです。

#### 1. 製品情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けられるもので、「JIS製品」と「大臣認定品」の2つの様式があります。

JIS製品様式	大臣認定品様式
<p>製品情報ラベル ホルムアルデヒド発散等級 F☆☆☆☆ 大臣認定品 認定取得者</p>	<p>製品情報ラベル ホルムアルデヒド発散等級 F☆☆☆☆ 大臣認定品 認定取得者</p>
<p>防火製品表示ラベル 材料区分 防火性能 認定番号</p>	<p>防火製品表示ラベル 材料区分 防火性能 認定番号</p>

#### 2. シックハウス対策品ラベル

主に流通過程でカットして販売される壁紙には、日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けられます。

＊シックハウス対策品ラベルは、出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)とセットで貼り付けます。



### シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

今回の建築基準法令などでは、確認申請の段階には「使用建築材料表で告示対象建材の等級を明示」するだけでよく、個々の商品に対する「JIS、国土交通大臣の認定等の別」を特定する必要がないとされています。従って今後は、現場関係者各位の要請に応えて提出してまいりました各種証明書等が、日本壁装協会の検索システムで管理されている「壁紙品質情報管理システム登録確認書」によって一元化され、的確な情報を迅速に提供できるものと考えております。

#### ● シックハウス対策壁紙の情報は、日本壁装協会の検索システムにより確認できます。

この検索システムではJISならびに大臣認定に関するシックハウス情報や、防火の認定情報も商品番号から容易に検索でき、「印刷」ボタンにより印刷、およびダウンロードすることができます。

①「シックハウス対策壁紙はこちら」= 建築基準法による、シックハウス対策壁紙の等級表示(JISまたは大臣認定による規制対象外=F☆☆☆☆)などが確認できます。

②「防火壁装材料はこちら」= 国土交通大臣の認定による防火壁装材料の認定番号と、防火性能の確認ができます。

＊パソコン・携帯電話からの検索  
<http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

## 壁紙の品質規格 SV 規格と JIS 規格について

### SV規格

Standard Value = 壁紙製品標準規格



快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として制定された自主規格です。JIS規格の規定に、安全性を考慮したVOCや、重金属の使用に関する規定も加えられています。本見本帳に掲載されている壁紙は適合しています（一部を除く）。

### JIS規格

Japanese Industrial Standards = 日本工業規格  
壁紙：JIS A 6921：2014

日本の工業製品の品質安定を目的とした工業標準化法に基づき制定された国家規格です。本見本帳に掲載されている壁紙はすべて適合しています。（※トリムなど一部はJIS規定値をクリアした「大臣認定取得品」です）

JIS A 6921：2003は、2014年（平成26年）7月、JIS A 6921：2014に改正されました。

NO.	試験項目			SV 規格	JIS 規格
				規格値	規格値
1	退色性(号)			4 以上	同左
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦	縦	4 以上	同左
			横		
	湿潤摩擦	縦	4 以上	同左	
		横			
3	隠ぺい性(級)			3 以上	同左
4	施工性			浮き及び剥がれがあってはならない	
5	湿潤強度(N/1.5cm)		縦 横	5.0 以上	同左
6	ホルムアルデヒド(mg/L)			0.2 以下 <sup>※1</sup>	同左
7	重金属	砒素	(mg/kg)	3 以下	—
		鉛	(mg/kg)	20 以下	—
		カドミウム	(mg/kg)	3 以下	—
		クロム(VI)	(mg/kg)	20 以下	—
		水銀	(mg/kg)	2 以下	—
8	塩化ビニルモノマー			0.1 以下	—
9	残留 VOC	TVOC		(μg/g)	100 以下
		TEX <sup>※2</sup> 芳香族		(μg/g)	10 以下

※1 ホルムアルデヒド放散量の 0.2mg/L 以下は建築基準法の F☆☆☆☆ に適合しています。

※2 TEX とはトルエン、キシレン、エチルベンゼンの略称です。

#### 【使用原材料】

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPIは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶 剤	トルエン、キシレン、エチルベンゼンは使用しない。	—

## 防火認定制度について

### 防火材料の認定について

平成12年6月1日改正の建築基準法施行により、防火材料の認定制度である「通則認定制度」が廃止となり、「個別認定制度」となりました。これは、規制緩和、国際調和化、性能規定化を柱とした「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年 法律第100号）に基づくもので、従来の試験方法や評価制度が広く見直されています。また、壁紙における防火性能評価は、これまで壁紙材料協会が自主的に運用管理してきた「検定級別」が廃止され、下地基材を一体的に捉えた「不燃」「準不燃」「難燃」の認定評価となりました。

### 壁紙商品の個別認定への移行について

通則認定制度のもとで認定を取得し、製造販売されていた防火壁装材料は改正建築基準法に適合したものとして、平成14年3月1日にあらたに個別認定を取得しました。

### 壁紙商品の新認定番号表記について

個別認定制度における新認定番号は不燃の防火性能を有するものは「NM」準不燃は「QM」、そして難燃は「RM」の記号がそれぞれ頭についた4桁の番号となります。

### 掲載商品は防火壁装材料品質情報管理システムに登録済みです

防火壁装材料品質情報管理システムでは、防火壁装材料の製造出荷から現場施工仕上げまでの管理を一環して行うため、2つの表示ラベルを運用します。製品には「防火製品表示ラベル」が、また施工現場の仕上げ箇所には「防火施工管理ラベル」がそれぞれ表示されます。なお日本壁装協会の「防火壁装材料品質情報管理システム」に参加・登録していない場合、両ラベルの表示ができませんので、ご注意ください。

### 【1】防火製品表示ラベルについて

国土交通省より防火認定を取得し、防火仕上げに適用される壁紙には外装面に「防火製品表示ラベル」が貼り付けしています。またラベルには認定番号や認定条件の概要が表示されています。

### 防火製品表示ラベルの種類

紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル樹脂系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
------	-------	------------	-----------	--------	-----

### 材料の区分および種類

新個別認定における防火壁装材料は「紙系壁紙」「繊維系壁紙」「塩化ビニル樹脂系壁紙」「プラスチック系壁紙」「無機質系壁紙」「その他」の6タイプに材料区分されます。またそれぞれの材料区分には製法や素材構成、化粧層の違いにより複数の「種類」があります。

材料区分	紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル樹脂系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
種 類	加工紙 紙布	織物 植毛 化学繊維織物 化学繊維植毛 化学繊維不織布 絹織物	塩化ビニル	その他プラスチック	水酸化アルミニウム系 骨材 ガラス繊維	合成紙 どんす張り 塗装仕上げ

### 【2】防火施工管理ラベルについて

認定条件に基づいて壁紙と下地基材を組み合わせ、かつ日本壁装協会が制定した「防火壁装材料の標準施工法」により仕上げた場合、仕上げ箇所へは防火性能を表す「防火施工管理ラベル」を表示することができます。なお防火施工管理ラベルは「壁装施工団体協議会へ登録を行っている施工者」が表示資格を有し、ラベルには「施工者登録番号」が表示されます。

### 防火施工管理ラベルの種類

<p>国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号NM-</p> <p><b>不燃材料</b></p> <p>[基材との組み合わせによる]</p> <p>日本壁装協会 壁装施工団体協議会 施工管理者</p> <p>(赤 色)</p>	<p>国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号QM-</p> <p><b>準不燃材料</b></p> <p>[基材との組み合わせによる]</p> <p>日本壁装協会 壁装施工団体協議会 施工管理者</p> <p>(緑 色)</p>	<p>国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号RM-</p> <p><b>難燃材料</b></p> <p>[基材との組み合わせによる]</p> <p>日本壁装協会 壁装施工団体協議会 施工管理者</p> <p>(青 色)</p>
---	--	---

防火壁装材料の種別一覧表 (平成25年12月9日現在)

防火種別	防火性能						
	施工方法/直張り				施工方法/下張り		
	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料	金属板	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	-	-	-
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃	準不燃	難燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	-	-	-	-
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	-	-	-
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	-	-	-
1-6	不燃	不燃	準不燃	-	-	-	-
1-7	不燃	準不燃	準不燃	不燃	-	-	-
1-8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃	-	-	-
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	-	-	-
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	-	-	-	-
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	-	-	-
2-5	準不燃	準不燃	準不燃	-	難燃	難燃	難燃
2-6	準不燃	準不燃	-	-	-	-	-
2-7	準不燃	準不燃	-	不燃	-	-	-
3-1	不燃	難燃	難燃	-	-	-	-
3-2	不燃	不燃	難燃	-	-	-	-
3-3	不燃	準不燃	難燃	-	-	-	-
4-1	準不燃	難燃	難燃	-	-	-	-
4-2	準不燃	準不燃	難燃	-	-	-	-
5-1	難燃	難燃	難燃	-	-	-	-
6-1	不燃	不燃	-	-	-	-	-
6-2	-	-	-	不燃	-	-	-
6-3	不燃	不燃	-	不燃	-	-	-
6-4	不燃	-	-	不燃	-	-	-
6-5	不燃	-	-	-	-	-	-

防火認定について

防火認定商品は、施工現場において基材となる下地材ごとに「壁紙標準施工法」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。ただし通則の特定壁紙については、特有の施工方法によるものもあります。

防火種別について

取得品は6の数字で区分します。右の数字は級ごとの各々の連番を示し、旧通則認定商品と個別認定商品のいずれの防火性能も、判別できるように記号化して分類をしています。

施工管理について

施工管理は「申請者が直接施工を行う責任施工」または「申請者が責任をもって施工者を指導する」のいずれかでを行います。

認定共同管理について

防火壁装材料の「認定共同管理」が日本壁装協会において、2015年3月より開始されました。これは、日本壁装協会が新たに防火材料の認定を取得し、認定取得者である協会と製造を担当するメーカーとが契約を交わし、共同で防火上の品質管理などを行なうものです。壁紙は所定の防火下地に施工され、初めて認定された仕様になるため、これまでも製造・流通・施工の三業態が協力して品質管理を行なっておりますが、「類似認定の集約と合理化」「品質やコンプライアンスの更なる向上」を新たな目的として採用されました。商品の防火認定番号及び防火種別が認定の集約・合理化に伴い、見本帳有効期限内に変更になる場合があります。最新の情報は日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」にてご確認ください。

壁紙品質情報検索システム

<http://www.wacoco.jp/Hekisou/>

内装制限等一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等	対象となる規模等				制限		
	耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等	
特殊建築物	1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの				壁・難燃以上(床面上1.2m以下を除く) 天井・難燃以上(3階以上に居室を有するものは準不燃以上)(※3)	壁・天井とも準不燃以上(※3)
	2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎(※1)、児童福祉施設等	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(100㎡(共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く)	2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院はその部分に患者の取容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの			
	3 百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗(床面積10㎡以内を除く)	3階以上の部分の床面積の合計が1000㎡以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの			
	4 自動車庫庫、自動車修理工場、映画スタジオ、またはテレビスタジオ	全 部					
	5 地下または地下工作室内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの						
規模の建築物	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの				難燃以上 壁(床面上1.2m以下を除く)天井とも(※3)	壁・天井とも準不燃以上(※3)	
	階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの						
	階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの						
無窓	窓その他開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)				壁・天井とも準不燃以上(※3)	壁・天井とも準不燃以上(※3)	
	床面積が50㎡を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に適用しない)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの 湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)						
調理室等	調理室、浴室その他の室でかまど、コンロ、その他の火を使用する設備または器具を設けたもの				壁・天井とも準不燃以上(※3)		
	主要構造部を耐火構造としたものを除く 階段2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの 住宅以外の建築物に火を使う設備を設けたもの						

【除外規定】上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のものと及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9 建築物の11階以上の部分200㎡以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない。	100㎡以内に防火区画 200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること) 500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)	スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる。	壁・天井とも準不燃以上 壁・天井とも不燃	壁・床面上1.2m以下除く
	10 地下街	100㎡以内に防火区画 200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること) 500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)		壁・天井とも準不燃以上 壁・天井とも不燃	壁・床面上1.2m以下除く

① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。

② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。

③ 内装制限の適用が重複して掛かる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。

④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。

(平成25年6月25日施行)

※1 下宿、共同住宅、寄宿舎の準耐火建築物(令第115条の2第1項第1号の技術基準に適合するもの。1時間耐火)は、耐火建築物とみなされます。

※2 学校、体育館、ホール、観覧場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場。

※3 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により、国土交通大臣が定める材料の組み合わせにしたもの。

## 機能性壁紙の解説

各種機能性データは、実測値であり保証値ではありません。気象条件(温度や湿度など)や使用場所により数値には変動があります。

### 防カビ

防カビ剤を添加した壁紙です。カビの繁殖を抑えます。

掲載壁紙は防カビ仕様です。

#### ■カビ抵抗性試験

(壁紙工業会制定「防カビ壁紙性能規定」に準拠)

**試験方法** 試験体に特定のカビを付着させ、4週間放置の後、カビの発育状態を肉眼と顕微鏡で確認する。

**判定基準** カビの発育は認められないランク0の性能を有する商品に「防カビ」表示ができます。

菌糸の発育評価	カビ発育状態
肉眼及び顕微鏡下でカビの発育は認められない	0
肉眼ではカビの発育が認められないが、顕微鏡下では明らかに確認できる	1
肉眼でカビの発育が認められ、発育部分の面積は試料の全面積の25%未満	2
肉眼でカビの発育が認められ、発育部分の面積は試料の全面積の25%以上~50%未満	3
菌糸はよく発育し、発育部分の面積は試料の全面積の50%以上	4
菌糸の発育は激しく、試料全面を覆っている	5

\*表示は試験片5点の平均から算出

#### ■使用上のご注意

- ・防カビ壁紙だけでは、カビを完全に防ぐことはできません。防カビ剤入りの接着剤などの使用をおすすめします。
- ・カビの対策には防カビ処理だけではなく、結露や高温度高湿度に注意し、換気をよくするなど、常に湿気を少なくするよう心がけてください。

### 抗菌

抗菌剤を添加した壁紙です。

壁紙の表面に付着した細菌の増殖を抑制します。

#### ■抗菌性試験

(壁紙工業会制定「抗菌壁紙性能規定」に準拠)

**試験方法** 試験菌液を抗菌剤加工壁紙、未加工壁紙それぞれに添加し、24時間放置後の生菌数を測定する。

**判定基準** 24時間後の生菌数が「<0.63」の性能を有する商品に「抗菌」の表示ができます。

試験菌	試験開始時生菌数	35℃環境下で24時間後の生菌数	
		抗菌剤無添加	抗菌剤を添加
大腸菌	$3.8 \times 10^5$	$2.1 \times 10^7$	<0.63
黄色ブドウ球菌	$2.3 \times 10^5$	$1.2 \times 10^5$	<0.63

抗菌剤を添加した壁紙の菌数が0.63以下に減少したことをあらわしています。

#### ■使用上のご注意

- ・抗菌性壁紙は、これを使用することによって掃除の必要がなくなるというものではありません。より清潔に保つためのひとつの手段とお考えください。
- ・抗菌性壁紙の抗菌効果は、壁紙に付着した細菌の増殖を抑制するものであり、感染を直接防止するものではありません。

### 汚れ防止

表面に特殊フィルムをラミネートした壁紙です。

付着した汚れを水や中性洗剤で拭き取ることができます。

#### ■汚れ防止性能試験

(壁紙工業会制定「汚れ防止壁紙性能規定」に準拠)

**試験方法** 4種類の汚染物を規定通りに商品に付着させ汚し、24時間放置する。

汚染物 【コーヒー、醤油、クレヨン、水性サインペン】

24時間後、指定の除去剤で汚染物を拭き取る。さらに1時間置き、汚れの付着度合いを目視で判定する。

**判定基準** 汚染用グレースケールを用いて、汚れを拭き取った部分と付着していない部分とを比較して、判定基準に基づいて評価します。4級以上の商品を合格とし、「汚れ防止」表示ができます。

等級	判定基準
5級	汚れが残らない
4級	ほとんど汚れが残らない
3級	やや汚れが残る
2級	かなり汚れが残る
1級	汚れが濃く残る

汚染物	除去剤	汚れ防止壁紙	一般壁紙
コーヒー	水	5	3~4
醤油	水	5	3~4
クレヨン	中性洗剤	4~5	3~4
水性サインペン	中性洗剤	4~5	3~4

## ■汚れ防止壁紙のメンテナンス方法 注意点

- ・良く絞ったスポンジや布などで軽く水拭きをしてください。
- ・汚れ部をたたくように汚れを浮き出させます。
- ・落ちにくい場合は水に中性洗剤を混合して使用してください。
- ・中性洗剤を使用した際は、さらに水で拭き取ってください。
- ・洗剤成分を残したままにすると、変色の原因になります。
- ・凹部の汚れは、歯ブラシなどを使用すると効果的です。
- ・汚れは長期間放置すると、拭き取れなくなります。
- ・表面のフィルムが破損すると、汚れ防止性能は失われます。
- ・貼り合わせ部分に水分をあてすぎると、剥がれる恐れがあります。

## ■汚れ防止壁紙の施工注意点

- ・モルタル下地はアクによる変色やフクレを防ぐため、必ずシーラー処理をお願いします。  
低温時は特にフクレが起きやすいのでご注意ください。
- ・接着剤は濃い目のもの(6~7割希釈)をお使いください。  
特に低温時は、補強用接着剤を併用してください。
- ・糊付け後はシワに注意して大きなたたみ、折りシワが付かないよう上積みは避けてください。
- ・糊付け後、20~30分のオープンタイムをとってから施工をしてください。  
低温時はさらに少し長めにとることでフクレを抑えます。  
ただし長くとりすぎると折れシワの原因になりますのでご注意ください。
- ・水分やエアが抜けにくくフクレが起きやすいため、丁寧に圧着し、エア抜きを十分に行ってください。
- ・施工後は表面に付着した接着剤や汚れをしっかりと拭き取ってください。  
拭き残しは変色の原因になります。

## ■「抗菌・汚れ防止 スーパーハード」の特別注意事項

- ・コーナー材は穴あきタイプを使い、エチレン酢ビ系接着剤の捨て糊をするなどの処理をお願いします。
- ・材質が硬く凹凸の比較的少ないシート壁紙のため、下地処理はより平滑に行い、圧着は樹脂ヘラを使うなどして、より丁寧にエア抜きをしてください。

## 表面強化

一般の壁紙に比べて破れにくく、キズ付きにくい壁紙です。

### ■表面強化壁紙性能試験

(壁紙工業会制定「表面強化壁紙性能規定」に準拠)

**試験方法** JIS-0849で規定する摩擦試験機Ⅱ形を用い、  
所定の摩擦子(荷重200g)を取り付け試験片の上を  
5往復させ、その傷付き程度を目視で判定する。

**判定基準** 4級以上の商品に「表面強化」表示ができます。

等級	判定基準
5級	一見視で特に変化が見られない。
4級	多少表面傷が見られるが比較的大きな表面層の剥がれ等が見られない。
3級	表面層の破れが明確に見える。
2級	表面が破けて紙等の裏打材が明らかに見える(長さ1cm未満)。
1級	表面が破けて紙等の裏打材が明らかに見える(長さ1cm以上)。

### ■スーパーハード比較 表面強化試験(ルノン自社基準)

壁紙工業会規定の「表面強化試験」を用い、摩擦子への荷重を2倍の400gにした状態で摩擦子を100往復以上行い、判定の4級以上に相当するものを「スーパーハード」とする。

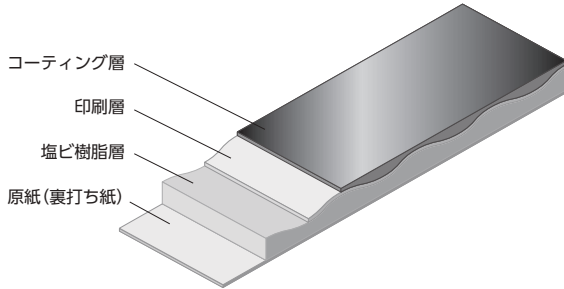
品 種	性 能 (4級を下回った回数)
ルノンスーパーハード壁紙	100回以上
抗菌・汚れ防止壁紙(表面強化)	50回
撥水・表面強化壁紙(低発泡品)	31回
一般的なビニール壁紙	1回

## 撥水性

壁紙表面に特殊樹脂加工を施し、撥水性を有した壁紙です。

一般ビニール壁紙と比較して汚れが付きにくく、日常の軽微な水性の汚れを、素早く拭き取ることができます。

### 撥水層の構造



### 撥水比較



撥水加工壁紙



一般ビニール壁紙

### ■汚れの落とし方と使用上のご注意

- ・汚れが付着した際は、直ちにティッシュペーパー、乾布、もしくは水分を含ませ、きつく絞ったタオルなどで軽くたたきながら汚れを吸い込ませるように拭き取ってください。
- ・長時間にわたって付着、しみ込んだ汚れは落とすことができませんのでご注意ください。
- ・壁紙表面を強く擦らないでください。壁紙表面層が損傷し、機能が低下することがあります。

## 蓄光

蓄光柄が照明の光を蓄え、消灯後にやさしく光ります。

暗くしたお部屋で光のアートが楽しめる壁紙です。LED照明にも使用できます。

発光するためには、光エネルギーを蓄える必要があります。

光源は、家庭用の一般照明で十分効果が出ます。

### ◆蓄光の光源と光り方

消灯直後はよく光りますが、時間の経過とともに光が弱くなっていきます。

光源の種類や光源との距離により光る強さは異なります。

電灯の形状や設置箇所によって照度が低いと、十分に飽和せずに光り難い場合があります。

消灯後も窓や隣接の部屋などから光が入ると、蓄光柄の見え方が弱く感じられる場合があります。

水分と接触すると発光性能が低下することがあります。

白熱電球には効果がありません。あらかじめご了承ください。

### ◆ブラックライトのご使用について

ブラックライトは、紫外線でも長波長側の近紫外線【波長 315 ~ 400nm (ナノメートル)】を放射するランプのことです。

この光自体はほとんど目に見えませんが、蛍光塗料などを塗ったものに照射すると暗闇で鮮やかに光ります。

このブラックライトを使用することによって照射中は永続的に蓄光柄が光ります。

電灯の形状、設置箇所、部屋の暗さなどによっては蓄光の光り方に差が生じますので、

ブラックライトを設置する際は、照明の専門業者にご相談をお願い致します。

### ◆LED照明のご使用について

LED 照明の光源にも効果があります。

LED 光源を用いる場合、電球色より昼光色または昼白色がより有効に作用します。

また全ての LED 光源で十分な発光が得られるとは限りません。